

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第12回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、4番 矢櫃 学委員、5番 白濱 和利 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第12回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。6月5日に鹿児島市内で開催されました定例常設審議委員会及び第106回通常総会に出席いたしました。

また、6月19日、鶴翔高等学校農業後継者育成対策協議会総会に出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (谷川 侑紀)

諮問第5号につきまして、説明いたします。

今回、新規1件、更新14件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、去る6月6日に関係機関・団体により農業経営改善計画について審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

前職を退職し、本格的に就農することから新たに申請をされたところです。

生産方式の合理化に関する事項については、「普通期水稻の拡大と露地野菜を組み合わせて、経営安定を目指す。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「えのき専作で経営管理を徹底し、増収対策に努める。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「生産目標として、ポット当たり、平均300g及び月15万本の安定出荷を目指す。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「1人で営農を進めているため、たけのこ生産に関する農業機械、道具等を購入する際には、中古品等の購入を検討し、労力削減に努めたい。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「雇用を計画的に行うとともに、紅甘夏を中心とした果樹生産を行い、安定生産を進める。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「主力の施設（大将季）については、順次、ヒリュウ台への改植を進め、作業の効率化と高品質化を図る。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「主力の紅甘夏の適期管理を行い、品質の向上と増収対策に取り組む。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「甘夏を中心とした果樹経営と労力分散に努め、露地野菜を組み合わせたゆとりある経営を進める。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「牛舎の飼育頭数については、現状の頭数を維持し、牛の分娩が重ならないように計画していきたい。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「地域の生産条件を生かした豆類を中心に経営し、土つくりと適期管理による安定生産に努める。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「経営規模は現状を維持しながら、適期管理に努め、高品質・増収を目指し、所得向上に努める。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「適期管理で、高品質及び増収対策を進め、ゆとりある経営を進める。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「花きの生産と野菜及び、花苗の生産拡大を進め、安定生産・販売も確立しながら経営改善にも取り組む。」となっています。

次のページになります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「文旦を主力とし、早生温州、サワーポメロ、紅甘夏で果樹類の長期販売に取り組み、土つくりを基本に、増収と品質向上に努める。」となっています。

最後になります。

申請者は「〇〇 〇〇」さんです。

生産方式の合理化に関する事項については、「主力の果樹類は、販売単価が安定している鹿児島早生、田口早生に改植し、スイカは品質面と労力面を考慮し、ハウスへ移行していく。」となっています。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第5号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、諮問第6号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

諮問第6号、農用地利用集積等促進計画(案)について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和6年9月1日貸付開始分の申請であり、7月11日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地の筆数が80筆、面積56,311㎡となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権設定等を受けるもの(耕作者)は11名であり、認定農業者が9名、地域の中心的な担い手が2名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第6号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

ここで、事務局から補足説明の申し出がありますので、総会を一時中断し、協議会に移行いたします。

議長 (田嶋 輝男)

総会を再開いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6、報告第2号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

報告第2号、農地の転用事実に関する照会の報告について、鹿児島地方法務局出水出張所登記官より、別紙農地についての照会が1件ありましたので報告します。

これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものです。

それでは、整理番号1の案件について御説明します。

総会資料は3ページ、地図は1ページ目を御覧ください。

本件は、令和6年5月28日付け鹿児島法日記第63号で、鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

対象地は、脇本〇〇番 地目は畑、面積は598㎡、変更後の地目は宅地です。

現地確認につきましては、令和6年6月4日、石原推進委員と事務局2名で行いました。

申請地は、昭和59年5月に、転用者が「〇〇 〇〇」さん、土地の所有者が「〇〇 〇〇」さん、転用目的が店舗で農地法第5条申請が出されており、昭和60年2月25日の総会で許可相当で県に進達し、3月22日に許可されております。現況についても、建物が建っており、農地以外の現況であったことを確認し、その旨を回答しております。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、登記官に対し、農地に該当しない旨、回答したことを報告いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (平瀬 修治)

それでは、議案第22号について御説明いたします。

総会資料の5ページを御覧ください。

今月の農地法第3条の申請は、使用貸借権の設定が1件、所有権移転が2件です。整理番号1について、地図は別添資料2ページです。

申請地は、脇本〇〇番 外3筆の畑で合計面積は3,212㎡です。

借人は「〇〇 〇〇」さんで、貸人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、この4筆の農地を借りて、ヒサカキの切り枝生産をされていた農家が農業廃止となり、経営拡大をしたい借人と使用貸借権の設定をするものです。

取得後は、ヒサカキの切り枝生産を引き継ぐ計画で、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

整理番号2について、地図は別添資料3ページです。

申請地は、脇本〇〇番の畑で面積は288㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住者であり農業ができないことから、農地を譲り受けるものです。

申請地が譲受人の自宅建設予定地の隣であり、取得後は、申請地で露地野菜(家庭菜園)をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号3について、地図は別添資料4ページです。

申請地は、鶴川内〇〇番の畑で面積は214㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が農業廃止となり、親戚である譲受人が農地を譲り受けるものです。

取得後は、申請地で露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、各案件ともに農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
次に、調査委員の報告を求めます。
11 番 石原 勇一郎 委員

委員 (石原 勇一郎)
議案第 22 号に係る調査は、6 月 10 日に、2 番委員及び私、並びに事務局担当職員で行いました。
整理番号 1 については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。
整理番号 2 については、父親との農業経験があり、農業機械等は父親から借りるなどして、申請地で家庭菜園をされる耕作意思を確認いたしました。
整理番号 3 については、農業経験はありませんが、親戚から農作業を教わりながら、申請地で露地野菜を栽培される耕作意思を確認いたしました。
したがって、調査結果は許可相当であります。
以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)
調査委員の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (中野 和徳)
1 番の案件であります。譲受人の住所が伊佐市となっており、耕作地まで 1 時間半程度かかると思われますが、問題ないですか。

事務局 (平瀬 修治)
距離については、45 キロメートルあり、1 時間程度で行き来ができるため、問題ないと判断しています。

事務局 (川畑 幸博)
補足して説明します。
通作距離については、約 1 時間 30 分程度であれば、日常の通作圏内であると判断し、以前の総会でも皆様に周知したと認識しています。
1 時間 30 分程度であれば、問題がないものと御理解していただきたい。

議長 (田嶋 輝男)
他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 23 号 農地法第 5 条に基づく許可の取消しについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 23 号の取消し案件について、御説明いたします。

総会資料は 8 ページを御覧ください。

本件は、令和 6 年 5 月 27 日付けでなされた一般住宅への転用を目的とする赤瀬川〇〇番への農地法第 5 条の許可を申請人の申し出により取り消すものです。

取り消しの理由は、申請譲受人が息子さんの「〇〇 〇〇」さんでなければならぬところを父親の「〇〇 〇〇」さんで申請してしまったとのことであります。

なお、申請地の転用行為はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、許可を取り消すことに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号については、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 9、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 24 号について、御説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 4 件です。

それでは、整理番号 1 の案件から御説明いたします。

総会資料は 10 ページ、地図は 5 ページ及び 6 ページを御覧ください。

本件は、倉庫・資材置場への転用を目的とする贈与による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市、折口で電気工事・土木工事を営んでいる「〇〇 〇〇」さんです。

本件は、申請人が平成 4 年頃に会社を立ち上げた頃から、資材置場として使用しているものになります。

このことについては、申請人から「本件農地は、兄の所有地であり、兄が大阪にいたことから自分が管理をしていたため、無断転用してしまった。」との始末書が提出されています。

申請譲受人は、倉庫と資材置場にするため、本件を申請されました。

申請地は整地され、倉庫と資材置場として利用されています。

申請地の雨水は、自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号 2 の案件を御説明いたします。

地図は、7 ページ及び 8 ページを御覧ください。

本件は、資材置場への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市、波留で建設業を営んでいる(株)〇〇〇〇です。

申請譲受人は、現在の使用中の資材置場が手狭になってきたことから、申請地を

譲り受け、資材置場とするため本件を申請されました。

申請地は整地され、資材置場として使用されます。

申請地の雨水は、自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は、9ページ及び10ページを御覧ください。

本件は、一般住宅と通路への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北西約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市、脇本に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在の住居が手狭になったため、申請地に新たな住宅を建築するのと、今月の農地法第3条で取得する脇本〇〇番の畑への通路として申請するものです。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

また、市道から申請地への通路部分（宅地）についても取得するとのこと。

申請地の排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

続きまして、整理番号4の案件を御説明いたします。

地図は、11ページ及び12ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定ですが、前回の総会で許可を受けた案件で、本総会の議案第23号で申請譲受人の誤りのため、許可の取消しで申請された案件で、正しい譲受人での再申請を行う分になります。

申請地の位置は、市役所から北北東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

正しい申請譲受人は、本市、赤瀬川に居住する「〇〇 〇〇」さんになります。

申請譲受人は、現在の住居が手狭になってきたことから、申請地を取得し新たに住居を建築するために本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅を建設されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝に流水されます。

以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

2番 榎八重 玲子 委員

委員 （榎八重 玲子）

議案第24号に係る調査結果について報告します。

調査は、6月10日に、11番委員及び私、並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地は、東側及び南側は道路、北側は畑、南側は水路に隣接していました。

現地は、既に造成されていますが、周辺農地への悪影響は確認できませんでした。

よって、追認はやむを得ないものであると判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。

申請地は、東側は道路、北側は水路、西側は田、南側は畑に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、法面保護などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。

申請地は、東側及び南側は畑、北側は原野、南側は宅地に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、擁壁やブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号4の案件について報告します。

ここは、事務局から説明がありましたとおり、申請人の誤りでの再申請であり、この案件については、前回の総会で許可された場所になりますので、説明については割愛させていただきます。

報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

整理番号2についてであります。譲渡人の氏名が議案書と総会資料の地籍図で異なる。

これは、相続未登記ですか。

事務局 (岩崎 展幸)

地籍図では「〇〇 〇〇」さんとなっていますが、所有権移転が5月31日に行われ、「〇〇 〇〇」さんになっています。地籍図の登記の処理が間に合っていないか

ったものであります。申し訳ございませんでした。

議長 (田嶋 輝男)
他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。
調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、議案第 24 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 10、議案第 25 号 非農地証明願いについてを議題といたします。
本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において、非農地と判断し、また、本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。
また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。
したがって、本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、議案第 25 号については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 11、議案第 26 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
ただし、〇〇番「〇〇 〇〇」委員及び「〇〇 〇〇」推進委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第26号 令和6年農用地利用集積計画書 第6号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和6年6月28日となります。

初めに、計画書の1ページになりますが、所有権移転に関して記載しており、今回は2件であります。

まず、整理番号1の譲受人は、波留区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は薩摩川内市在住の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 262 m²を露地野菜の耕作を目的として、贈与による所有権移転となっております。

次の2番については、議事参与案件となりますので、後程説明させていただきます。

以上が、所有権移転分であります。

次に2ページになります。

利用権の設定に関する総括表となっております。

今回は、再設定が2件であり、設定の期間は3年間で1件、5年間で1件となっております。

また、面積については、畑が2筆の669 m²となります。

次に、内訳を3ページに記載しておりますので、それぞれ説明させていただきます。

整理番号1の借人は、長島町の認定農業者である「〇〇 〇〇」さん、貸人は段区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 509 m²を3年間の使用貸借権設定となっております。

次の2番についても議事参与案件となりますので、後程説明させていただきます。

以上、議事参与案件を除く、所有権移転1件、利用権設定1件について説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に議事参与分を審議いたしますので、〇〇番「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

(〇〇番「〇〇 〇〇」委員退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

計画書は1ページに戻っていただいて、所有権移転の2番となります。

譲受人は、〇〇区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は〇〇区の「〇〇 〇〇」さんで、田2筆 3,282 m²、畑2筆 2,679 m²、計4筆 5,961 m²を露地野菜及び水稻の耕作を目的として、贈与による所有権移転となっております。

なお、当該案件については、親子間での所有権移転となっております。

以上、議事参与に係る所有権移転1件を説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

(〇〇番「〇〇 〇〇」委員 着席)

議長 (田嶋 輝男)

次の議事参与分を審議いたしますので、「〇〇 〇〇」推進委員は、退席を願います。

(「〇〇 〇〇」推進委員退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

計画書は3ページの2番で利用権の設定になります。

借人は、〇〇区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は〇〇区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 160 m²を年間 10a 当たり 5千円で5年間の賃借権設定となっております。

以上、議事参与に係る利用権設定1件を説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」推進委員の着席を認めます。

(「〇〇 〇〇」推進委員 着席)

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。事務局から報告がありますので、協議会に移行します。

議長 (田嶋 輝男)

総会を再開いたします。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第12回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時51分

議事録署名日 令和 6 年 7 月 10 日

農 業 委 員 会 会 長 ----- 田 嶋 輝 男 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 矢 櫛 学 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 白 濱 和 利 -----

書 記 ----- 下 脇 一 博 -----